

日本共産党船橋議員団

ミニにゅす

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>
 市 会 議 員
 関根和子 ☎447-0557 佐藤重雄 ☎432-9872
 事務所☎440-7950 岩井友子 ☎438-8647
 金沢和子 ☎422-5278 事務所☎429-2160
 渡辺ゆづ子 ☎462-7273 中沢学 ☎493-8140
 松崎さち ☎419-8470 坂井洋介 ☎404-2039

7月から住宅扶助基準引き下げ 生活保護受給者の住宅確保を!

厚生労働省は平成27年7月から生活保護の住宅扶助基準を引き下げし、各自治体に新たな限度額を示しました。

船橋市では单身世帯が4万6000円から新基準額では4万3000円に。2人から6人世帯では5万9800円から2人世帯で5万2000円に引き下げられます。さらに2人以上世帯の区分が細分化されました。(表1参照)

新基準額を超える住宅扶助受給者から「早急に転居しなければならぬのか」と不安の声が全国的に上る中で、厚生労働省は、「経過措置」の条件を示し、「この条件のいずれかに該当する限りにおいては旧基準額を適用して差し支えない」としました。



引き続き旧基準額が適用される経過措置の条件

経過措置(1)

- ・ 転居によって通院などに支障を来す場合。
- ・ 転居によって通勤、通学に支障を来す場合。
- ・ 高齢者、身体障害者などであって、転居によって自立を阻害する場合。

経過措置(2)

- ・ 家賃等が旧基準額を超えていない場合で賃貸借契約等において、契約期間や更新に定めがある場合↓本年7月1日以降に初めて到来する契約期間の満了日の属する月までの間。

また、契約期間の定めはあるが、更新の定めがないとき↓平成28年6月までの間。

住宅扶助受給世帯の個々の実態把握をし、経過措置を!

船橋市の住宅扶助受給世帯は5900世帯、そのうち家賃が新

住宅扶助(家賃)と新基準の限度額 (表1) (月額)

1人	2人	3人~5人	6人	7人以上
43,000円	52,000円	56,000円	60,000円	67,000円

経過措置の適用世帯数 (表2) (世帯)

住宅扶助受給世帯	新基準額以内の世帯	新基準額を超える世帯	経過措置(1)					経過措置(2)
			傷病世帯	通勤通学	高齢者世帯	障がい者世帯		
			5,900	2,400	3,500	430	230	1,600

裏面へ続く

表面の続き

基準額以内の世帯が2400世帯で、新基準額を超える世帯は3500世帯になります。(表2参照)

新基準額を超えた分を自分で負担することも転居もできない受給者が少なくありません。

引き続き旧基準を支給する経過措置の適用が求められています。

6月市議会で、経過措置適用のため各世帯の状況把握を求めたところ「対象となる全戸に対し、ケースワーカーが一軒一軒訪問し、家庭ごとの事情を的確に把握する」との答弁がありました。

また「転居対象となる約830世帯について、居住継続の意思がある方については、家主と契約額の引き下げについて交渉することになるが、ケースワーカーがサポートする」との答弁がありました。

生保受給者のみなさんは、担

当ケースワーカーと良く話したことがあれば市議団にご相談合っていたかとともに、困っ下さい。

安心して食べられる学校給食を!

給食の放射能検査の充実で安全確保を

6月議会で日本共産党は学校給食の放射能検査体制について質問しました。船橋市では学校給食の放射能検査が実施されていますが、現状の検査体制は不十分であるという保護者の声が多く寄せられています。

現在、給食の検査体制は外部委託で食材の個別検査、給食丸ごと検査が行われています。個別検査については検査される食材が実際に給食に使用される食材ではなく、前もって献立表を基に選定した食材を市が購入し検査するものであることや、検

主張しましたが、現在の検査体制や検出限界値は適切であるという答弁でした。

給食費の無料化を

市立小学校の給食費は年間4・8万円〜5・5万円、中学校で6・4万円になります。子育て世代は衣服代、住宅ローン、家賃、塾や習い事など家計のやりくりが大変です。

また、誰もが安心して子育てしやすい環境を作っていくために給食費の無料化を提案しました。市は学校給食は教育の一部だとしながらも受益者負担という考え方から無料化は行わないという答弁でした。しかし、憲法26条には義務教育は無償とすると書かれています。日本共産党は誰もが安心して食べられる給食を無料化するために今後も力を尽くします。